

平成 26 年 12 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第 74 号	亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例・・・	1
議案第 75 号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	3
議案第 76 号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 77 号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等 に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	7
議案第 78 号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・	9
議案第 79 号	亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過 料に関する条例の一部を改正する条例・・・・	12
議案第 80 号	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第 81 号	亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	15

件名	亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例	建設部 上下水道局 下水道室
1 制定・改廃の背景と趣旨 市民に必要なサービスである下水道事業を、将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要となります。 総務省は、地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲を拡大する方針を従来から示してきており、公共下水道事業については、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」（平成26年8月29日通知）において、平成31年度までに公営企業会計へ移行すべきであるとしています。 このことから、「健全かつ持続可能な下水道経営」を目的として、平成24年11月に策定した「亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書」に基づき、下水道事業のうち公共下水道事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」といいます。）の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものです。 2 制定内容 （1）趣旨 <第1条関係> 法の規定に基づき、公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることとします。 （2）設置の目的等 <第2条関係> 汚水を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置し、公共下水道事業に法の財務規定等を適用することとします。 （3）経営の基本 <第3条関係> 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととします。また、公共下水道事業の処理区域面積及び処理人口について定めます。 （4）重要な資産の取得及び処分 <第4条関係>		

予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めます。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除 <第5条関係>

公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が10万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないこととします。

(6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 <第6条関係>

負担付きの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が50万円以上のものは、議会の議決を得なければならないこととします。

(7) 業務状況説明書類の作成 <第7条関係>

公共下水道事業に関して作成しなければならない業務の状況を説明する書類について、記載すべき事項等を定めます。

(8) 委任 <第8条関係>

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

3 その他

(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。

(2) 附則において、亀山市特別会計条例の一部を改正し、亀山市公共下水道事業特別会計を廃止します。

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第1条による改正)

平成26年度の期末手当の支給割合を改正します。 <第7条関係>

12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.7月	<u>1.85月</u>	3.55月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.7月	<u>2.0月</u>	3.7月

(2) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第2条による改正)

平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。 <第7条関係>

ア 6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げます。

イ 12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.7月</u>	<u>2.0月</u>	3.7月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.775月</u>	<u>1.925月</u>	3.7月

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(2)の規定の施行日については、平成27年4月1日とします。

(2) (1)の規定については、平成26年12月1日から適用することとします。

(参考) 期末手当の支給割合

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
平成 2 3 年度～平成 2 5 年度	1. 7 月	1. 85 月	3. 55 月
平成 2 6 年度	1. 7 月	2. 0 月 (0. 15)	3. 7 月 (0. 15)
平成 2 7 年度以降	1. 775 月 (0. 075)	1. 925 月 (0. 075)	3. 7 月 (0. 15)

※ () は平成 2 5 年度との比較による引き上げ月数

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正）

平成26年度の期末手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>

12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.9月	<u>2.05月</u>	3.95月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.9月	<u>2.2月</u>	4.1月

(2) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正）

平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>

ア 6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げます。

イ 12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.9月</u>	<u>2.2月</u>	4.1月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.975月</u>	<u>2.125月</u>	4.1月

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(2)の規定の施行日については、平成27年4月1日とします。

(2) (1)の規定については、平成26年12月1日から適用することとします。

(参考) 期末手当の支給割合

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
平成 2 3 年度～平成 2 5 年度	1. 9 月	2. 05 月	3. 95 月
平成 2 6 年度	1. 9 月	2. 2 月 (0. 15)	4. 1 月 (0. 15)
平成 2 7 年度以降	1. 975 月 (0. 075)	2. 125 月 (0. 075)	4. 1 月 (0. 15)

※ () は平成 2 5 年度との比較による引き上げ月数

件名	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室	
1 制定・改廃の背景と趣旨			
平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、教育長の勤勉手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
2 改正内容			
(1) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正 (第1条による改正)			
平成26年度の勤勉手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>			
12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げます。			
	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	0.675月	<u>0.675月</u>	1.35月
改正後の支給月数 (平成26年度)	0.675月	<u>0.825月</u>	1.5月
(2) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正 (第2条による改正)			
平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。 <第3条関係>			
ア 6月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き上げます。			
イ 12月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げます。			
	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>0.675月</u>	<u>0.825月</u>	1.5月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>0.75月</u>	<u>0.75月</u>	1.5月
3 その他			
(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(2)の規定の施行日については、平成27年4月1日とします。			
(2) (1)の規定については、平成26年12月1日から適用することとします。			

(参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

		6 月 期	1 2 月 期	合 計
平成 2 3 年度～ 平成 2 5 年度	期末手当	1. 225 月	1. 375 月	3. 95 月
	勤勉手当	0. 675 月	0. 675 月	
平成 2 6 年度	期末手当	1. 225 月	1. 375 月	4. 1 月 (0. 15)
	勤勉手当	0. 675 月	0. 825 月 (0. 15)	
平成 2 7 年度以降	期末手当	1. 225 月	1. 375 月	4. 1 月 (0. 15)
	勤勉手当	0. 75 月 (0. 075)	0. 75 月 (0. 075)	

※ () は平成 2 5 年度との比較による引き上げ月数

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行います。

なお、平成26年8月7日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、月例給の引上げ
- (2) 勤勉手当の引上げ

また、国の一般職に属する職員の給与において実施している55歳を超える職員の昇給抑制について、市の一般職の職員の給与においても国に準じた取扱いとするため、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市職員給与条例の一部改正（第1条による改正）

ア 55歳を超える高年齢層職員の昇給抑制 <第6条関係>

55歳（※）を超える職員の昇給について、規則で定める基準により次のとおり抑制することとします。

※行政職給料表（二）又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員は57歳
 (ア) 勤務成績が「極めて良好」及び「特に良好」の場合における昇給の号給を抑制します。

(イ) 勤務成績が「良好」及び「やや良好でない」の場合は昇給を行わないこととします。

昇給区分(勤務成績)

A[極めて良好]



B[特に良好]



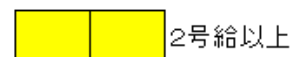
C[良好]



D[やや良好でない]



E[良好でない]



0

0

0

イ 通勤手当の改正 <第28条関係>

交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げます。

ウ 勤勉手当の支給率の改正 <第47条関係>

平成26年度の勤勉手当の支給割合を改正します。

(ア) 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	0.675月	<u>0.675月</u>	1.35月
改正後の支給月数 (平成26年度)	0.675月	<u>0.825月</u>	1.5月

(イ) 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	0.325月	<u>0.325月</u>	0.65月
改正後の支給月数 (平成26年度)	0.325月	<u>0.375月</u>	0.7月

エ 給料表の改定 <別表第1から別表第4まで関係>

すべての給料表において、若年層に重点を置きながら、特定の号給の給料月額を一定水準(平均0.3%)引き上げます。

(2) 亀山市職員給与条例の一部改正(第2条による改正)

ア 一般職の職員について、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。 <第47条関係>

(ア) 6月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き上げます。

(イ) 12月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>0.675月</u>	<u>0.825月</u>	1.5月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>0.75月</u>	<u>0.75月</u>	1.5月

イ 再任用職員について、平成 27 年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。 <第 47 条関係>

(ア) 6 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き上げます。

(イ) 12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 26 年度)	<u>0.325 月</u>	<u>0.375 月</u>	0.7 月
改正後の支給月数 (平成 27 年度から)	<u>0.35 月</u>	<u>0.35 月</u>	0.7 月

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日については、次のとおりとします。

(1) ア・・・平成 27 年 1 月 1 日

(2) ...平成 27 年 4 月 1 日

(2) 一部の規定については、次の日から適用することとします。

(1) イ及びエ・・・平成 26 年 4 月 1 日

(1) ウ・・・平成 26 年 12 月 1 日

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6 月期	12 月期
H 26 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.675 月 (支給済み)	0.825 月 (現行 0.675 月)
H 27 期末手当	1.225 月 (改定なし)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.75 月 (現行 0.675 月)	0.75 月 (現行 0.675 月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6 月期	12 月期
H 26 期末手当	0.65 月 (支給済み)	0.80 月 (改定なし)
勤勉手当	0.325 月 (支給済み)	0.375 月 (現行 0.325 月)
H 27 期末手当	0.65 月 (改定なし)	0.80 月 (改定なし)
勤勉手当	0.35 月 (現行 0.325 月)	0.35 月 (現行 0.325 月)

件 名	亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例	財 務 部 納 税 室
1 制定・改廃の背景と趣旨 現在、市の債権を納期限後に納付する場合、延滞金等の取扱いが、それぞれの債権で異なっており、市税等は亀山市税条例等に基づき延滞金を課しますが、税外収入金（地方自治法第231条の3第1項に定める分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入をいう。以下同じ。）は本条例に基づき督促手数料を課すこととなっています。 督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するものであることに対し、延滞金は、納付が遅れるほど加算する金額が大きくなるものであるため、納期内の納付だけでなく納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があります。 このことから、納付義務者間の公平性を確保するとともに、市税等との整合性を図ることにより債権事務の合理化・効率化を進めるために、税外収入金について督促手数料に代えて延滞金を徴収するため、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 (1) 題名を「亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例」に改めることとします。 <題名関係> (2) 税外収入金を納期限までに納付しない納付義務者から督促手数料を徴収することに代え、今後は、納付義務者が納期限後に税外収入金を納付する場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならないこととします。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金額を減額し、又は免除することができることとします。 <第4条関係> (3) 当分の間、延滞金の割合に特例を設けることとします。 <附則関係> 3 その他 (1) 施行日は、平成27年4月1日とします。		

(2) この条例の施行の日前に納期限を過ぎた税外収入金に対する延滞金額の計算については、「その納期限の翌日から」ではなく、「平成27年4月1日から」とする経過措置を定めます。

(参考)

本条例の対象となる主な市の債権

- ・ 保育所保護者負担金
- ・ 公共下水道使用料
- ・ 幼稚園保育料
- ・ 農業集落排水施設使用料

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室						
1 制定・改廃の背景と趣旨 国民健康保険の被保険者が出産したときは、条例に定めるところにより出産育児一時金を支給しますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合はその掛金を加算した額を支給しています。 産科医療補償制度における掛金の額が見直されることに伴い、出産育児一時金に加算する額が見直されますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合の支給額の総額を維持することから、国民健康保険の被保険者が出産したときの出産育児一時金の支給額を見直すため、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 出産育児一時金の支給額を次のとおり改正します。 <第4条関係> 390,000円 ⇒ 404,000円 3 その他 (1) 施行日は、平成27年1月1日とします。 (2) 改正後の出産育児一時金の支給は、施行日以降の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前のとおりとする経過措置を設けます。 (参考) 1 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合の支給額の総額 <table><tr><td>出産育児一時金</td><td>390,000円 ⇒ 404,000円</td></tr><tr><td>産科医療補償制度の掛金相当加算額</td><td>30,000円 ⇒ 16,000円</td></tr><tr><td>支給額の総額</td><td>420,000円 ⇒ 420,000円</td></tr></table> 2 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。			出産育児一時金	390,000円 ⇒ 404,000円	産科医療補償制度の掛金相当加算額	30,000円 ⇒ 16,000円	支給額の総額	420,000円 ⇒ 420,000円
出産育児一時金	390,000円 ⇒ 404,000円							
産科医療補償制度の掛金相当加算額	30,000円 ⇒ 16,000円							
支給額の総額	420,000円 ⇒ 420,000円							

件名	亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消 防 本 部 消防総務室
----	----------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

第1次亀山市総合計画後期基本計画において、防災力の強化を具現化するための施策として位置づけている市北東部地域の消防力の強化のため、亀山消防署北東分署を建設し、平成27年4月に開署する予定です。

北東分署の開署による効果を確実なものとし、市全体の消防力を強化するため、市の消防署を現在の二署体制から一署二分署体制に改めることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 市の消防署を亀山消防署の一署とし、亀山消防署の管轄区域を亀山市全域とします。 <第3条関係>

(2) 新たに次の二分署を設置します。 <新第4条関係>

名称	位置
亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37番地1
亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842番地1

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

(参考)

【現行】

消防署

亀山消防署

関消防署

→

【改正後】

消防署

亀山消防署

亀山消防署
関分署

亀山消防署
北東分署